6　被影響国は、次の措置をとる。
(a)　危険（第六条の規定に従ってその存在が決定されるもの）の性質を考慮して、登録所有者が難破物を除去しなければならない合理的な期限を定めること。
(b)　自国が定めた期限を書面により登録所有者に通知すること及び当該期限までに当該登録所有者が難破物を除去しない場合には、自国が当該登録所有者の費用負担によって当該難破物を除去することがある旨を明記すること。
(c)　危険が特に深刻なものとなる場合には、自国が直ちに介入する意図を有する旨を書面により登録所有者に通知すること。
7　被影響国は、6(a)の規定に従って定めた期限までに登録所有者が難破物を除去しない場合又は登録所有者に連絡を取ることができない場合には、利用することができる最も実際的かつ迅速な手段であって安全及び海洋環境の保護に対する配慮に適合するものにより、難破物を除去することができる。
8　被影響国は、直ちに措置をとることが必要な場合において、その旨を船舶の登録国及び登録所有者に通報したときは、利用することができる最も実際的かつ迅速な手段であって安全及び海洋環境の保護に対する配慮に適合するものにより、難破物を除去することができる。
9　締約国は、自国の登録所有者が2及び3の規定を遵守することを確保するため、自国の国内法令に基づいて適当な措置をとる。
10　締約国は、被影響国が必要な場合には4から8までの規定に基づいて措置をとることに同意する。
11　被影響国は、第五条2に規定する報告において特定される登録所有者に対し、この条に規定する情報を提供する。

第十条　所有者の責任

1　登録所有者は、次条の規定が適用される場合を除くほか、次のいずれかのことを証明しない限り、前三条の規定に従い難破物の位置を特定し、並びに難破物を標示し、及び除去するための費用について責任を負う。
(a)　難破物を生じさせた海難が、戦争、敵対行為、内乱、暴動又は例外的で不可避的かつ不可抗力的な性質を有する自然現象によってもたらされたこと。
(b)　難破物を生じさせた海難が、専ら、損害を生じさせることを意図した第三者の作為又は不作為によって生じたこと。
(c)　難破物を生じさせた海難が、専ら、灯台その他の航行援助施設の維持について責任を有する政府その他当局のその維持についての過失その他不法の行為によって生じたこと。
2　この条約のいかなる規定も、登録所有者が千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約（その改正を含む。）等の適用可能な国内の又は国際的な制度に基づいて責任を制限する権利に影響を及ぼすものではない。
3　1に規定する費用の請求は、この条約に基づく場合を除くほか、登録所有者に対して行うことができない。このことは、第三条2の規定に基づく通告を行った締約国の領域（領海を含む。）内に存在する難破物に関する当該締約国の権利及び義務（この条約に従い、当該難破物の位置を特定し、並びに当該難破物を標示し、及び除去する権利及び義務を除く。）に影響を及ぼすものではない。
4　この条のいかなる規定も、第三者に対する求償権を害するものではない。

第十一条　責任の例外

1　登録所有者は、前条1に規定する費用についての責任が次のいずれかの条約又は国内法令と抵触する場合には、その抵触する限度において、当該費用についてこの条約に基づく責任を負わない。ただし、関連する条約が適用可能であり、かつ、効力を有することを条件とする。
(a)　千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（その改正を含む。）
(b)　千九百九十六年の危険物質及び有害物質の海上運送に関連する損害に対する責任並びに賠償及び補償に関する国際条約（その改正を含む。）
(c)　千九百六十年の原子力の分野における第三者に対する責任に関する条約（その改正を含む。）若しくは千九百六十三年の原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約（その改正を含む。）又は原子力損害についての責任の制限を規律し、若しくは禁止する国内法令
(d)　二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（その改正を含む。）
2　この条約に基づく措置が適用可能な国内法令又は国際条約に基づく救助と認められる限り、救助者に対して支払われる報酬又は補償に関する問題については、この条約の適用を除外して当該国内法令又は国際条約を適用する。

第十二条　強制保険その他の金銭上の保証

1　総トン数が三百トン以上であり、かつ、締約国を旗国とする船舶の登録所有者は、責任の制限に関する適用可能な国内の又は国際的な制度に基づく責任の限度額に等しい額（いかなる場合にも、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約第六条1(b)の規定（その改正を含む。）に従って計算される額を超えない額とする。）においてこの条約に基づく責任を担保するため、保険その他の金銭上の保証（銀行又はこれに類する金融機関の保証等）を維持しなければならない。
2　保険その他の金銭上の保証がこの条約に従って効力を有していることを証明する証明書は、1に定める要件が満たされていることが船舶の登録国の適当な当局によって確認された後に、総トン数が三百トン以上の各船舶に対して発給される。締約国に登録されている船舶については、当該証明書は、船舶の登録国の適当な当局により発給され、又は公認される。締約国に登録されていない船舶については、当該証明書は、いずれかの締約国の適当な当局により発給され、又は公認されることができる。この強制保険の証明書については、この条約の附属書に定める様式によるものとし、次の事項を記載する。
(a)　船名、船舶番号又は信号符字及び船籍港
(b)　船舶の総トン数
(c)　登録所有者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地
(d)　国際海事機関船舶識別番号
(e)　保証の種類及び期間
(f)　保険者その他の保証を提供する者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地並びに適当な場合には保険契約又は保証契約が行われた営業所の所在地
(g)　証明書の有効期間（保険その他の保証の有効期間を超えないものとする。）
3　締約国は、自国の認定する団体に対し、2に規定する証明書を発給する権限を与えることができる。締約国により権限を与えられた団体は、証明書を発給するごとにその旨を当該締約国に通報する。当該締約国は、いかなる場合にも、当該団体によって発給される証明書の完全性及び正確性を十分に保証するものとし、この義務の履行のため必要な措置をとる。
(a)　締約国は、事務局長に対して次の事項を通告する。
(b)　(i)　自国の認定する団体に与えた権限についてその責任の範囲及び条件
(ii)　自国の認定する団体に与えた権限の取消し
(iii)　自国の認定する団体に与えた権限が有効となる日又は当該権限の取消しが効力を生ずる日
(c)　締約国が自国の認定する団体に与えた権限は、これを与えた旨の通告が事務局長に対して行われた日から三箇月目の日前には、有効とならない。
4　この3の規定に従い証明書を発給する権限を与えられた団体は、証明書を発給した時の要件が維持されていない場合には、少なくとも、当該証明書を取り消す権限を与えられる。当該団体は、いかなる場合においても、自己が国に代わって発給した証明書の取消しを当該国に報告する。
5　証明書は、発給する国の公用語で作成する。使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付するものとし、当該国が決定するときは、当該国の公用語による記載を省略することができる。